

謝礼金に関する内規
(平成 27 年 4 月 20 日制定)

理事会傘下の委員会等が主催或いは企画するシンポジウム、講演会等の事業に講演者等を招聘する場合の謝礼金は、原則下記のとおりとする。

講演者	会 員	非会員 (※)
謝礼金	原則なし 但し、何らかの事情で当該事業の責任委員会が必要と認める場合は、右欄の非会員の条件に従う。	(1) 講演時間 1 時間程度 20,000 円 (源泉所得税を除いて) (2) 講演時間 2 時間程度 30,000 円を上限 (源泉所得税を除いて) (3) 当該事業の責任委員会が特例と認める場合であって、会長、総務理事、会計理事の承認を得た場合。 50,000 円を上限 (源泉所得税を除いて) (4) 上記が適用できない場合であって、理事会承認を得た場合。 金額は個々に決定する。

本内規は、制定日から適用する。

以上

【参考】

※ 講演者本人に払う場合、謝礼金としての学会支出は源泉所得税を加算した金額であるが、講演者本人でなく所属の会社等に支払う場合、源泉所得税を別に考慮する必要は無く、会社等に支払った金額に消費税分が含まれるものとして処理する。

※ 非居住者の場合

非居住者等に対しては日本国内において発生する所得、いわゆる国内源泉所得についてのみ課税対象(源泉徴収税額：20.42%)となる。

詳しくは、下記の URL (非居住者又は外国人に支払う所得の源泉徴収事務) を参照。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/gensen/aramashi2010/pdf/12.pdf>

但し、我が国と本国で国際的な二重課税が生じないように租税条約を締結している場合には、特例が設けられている。この特例を受けるためには源泉徴収の対象となる国内源泉所得の支払いを受ける非居住者等が、「租税条約に関する届出書＝必要な付表や添付書類」を添えて、支払いを受ける前日までに、支払者(学会)を経由して支払者の所轄税務署長に提出することになっている。

この届出書の提出がない場合には、我が国の所得税法等国内法の規定に従って源泉徴収(20%)をすることとなる。

届出書 http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/joyaku/annai/1648_46.htm